

保育園職員・公民館等夜間管理人 臨時職員募集

◎保育園職員

●申し込み 1月15日(木)～30日(金)午前8時30分～午後5時15分(出(向)を除く)に写真を貼った履歴書と保育士証を持って子ども課(☎71-2228)へ

●募集人数 いずれも若干名

■臨時保育士

●勤務時間 平日↓午前8時30分～午後5時15分、(出)↓午前8時30分～午後0時30分

●賃金 時給990円、通勤割増1日200円

■延長パート保育士

●勤務時間 平日↓午前7時



30分～8時30分、午後4時～6時・7時 (出)↓正午～午後6時、午後1時～7時

●賃金 時給1070円、通勤割増1日200円

■6時間保育士

●勤務時間 平日↓午後1時～7時 賃金▼時給1020円、通勤割増1日200円

◎公民館等夜間管理人

●採用日 4月1日(木)

●採用試験 とき▼2月10日(火)午後2時～4時30分(面接、ところ▼文化センター)

●勤務時間 施設の休館日を除く週5日午後4時30分～9時30分

●賃金 時給780円、通勤割増1日200円

●対象 昭和21年4月2日～29年4月1日に生まれ、パソコン操作ができる人

●募集人数 8人程度

●申し込み 1月18日(月)～27日(火)午前8時30分～午後5時15分(出(向)を除く)に文化センター(☎76-1515)へ

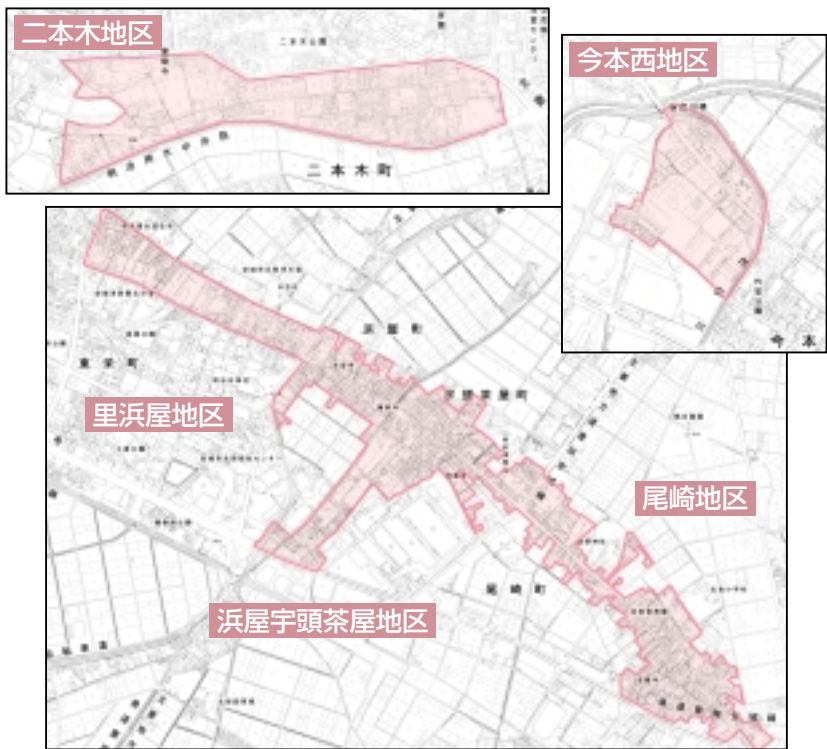
公共下水道の事業計画の 変更案を縦覧します

今回、下水道の整備予定区域に追加するのは、今本町、里町、浜屋町、東栄町、宇頭茶屋町、橋目町、柿碕町、尾崎町、二本木町の各一部です。変更案に意見のある人は、縦覧期間中に市に対して意見書を提出できます。

●とき 1月15日(木)～29日(木)午前8時30分～午後5時15分(出(向)を除く)

●ところ 下水道建設課

問い合わせ▼
下水道建設課
(☎71-2248)



乾燥生ごみと 野菜の交換所が 増えます

2月から、キッチンハウス新田(丁Aあいち中央新田支店跡地)が加わります。

●とき 毎週(火)午前6時30分～8時30分
※4～10月は午前6時から。

●内容 乾燥式生ごみ処理機で処理された生ごみ1kgと100円分の野菜を交換

※箕輪町・古井町交換所の時間変更はありません。



●問い合わせ 清掃事業所(☎76-3053)

軽自動車・バイクの名義・住所変更や廃車の手続き 3月までにお願ひします

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に対して1年分を課税します。

車を他人に譲ったり、廃棄したりして現在所有していない

くても、手続きをしないとい

つまでも税金がかかることに

なります。また、市外から転

入した場合も手続きが必要で

す。3月までに左表の場所

で手続きを済ませてください。

	車の種類	手続き先
①	原動機付自転車(125ccまでのオートバイ) 小型特殊自動車(トラクター、フォークリフトなど)	市民税課、南部・桜井支所、北部出張所
②	軽自動車(四輪・三輪)	愛知県軽自動車検査協会三河支所(岡崎市江口町3丁目5-1 / ☎0564-535144)
③	軽二輪車(125ccを超え、250ccまでのオートバイ)	愛知県軽自動車協会三河分室(岡崎市江口町3丁目5-2 / ☎0564-5351)
④	二輪の小型自動車(250ccを超えるオートバイ)	愛知運輸支局西三河自動車検査登録事務所(豊田市若林西町西葉山46 / ☎050-5540-2047)
問い合わせ▶市民税課(☎71-2213)		

あなたの声を届けてください パブリックコメント制度による意見募集

●計画名 食育推進計画(案)

●内容 食に対する感謝・畏敬の念の欠如、食生活の乱れなど、食に関するさまざまな問題に対する取り組みを通じて、食育を推進するための計画

●計画(案)を閲覧するには

●とき 1月15日(木)～2月16日(月)午前8時30分～午後5時

15分(閉庁・休館日を除く)

●ところ 農務課、市政情報コーナー、中央・地区公民館

※市ホームページにも掲載。

●意見を出すには

1月15日(木)～2月16日(月)に住所・氏名(法人の場合は、名称・代表者氏名)を記入し、持参・郵送・ファクス・Eメールで農務課(〒446-1850

1住所不要 / nomu@city.anoaichi.jp)へ

※市ホームページ望遠郷(https://www.city.anoaichi.jp)のフォームから提出できます。

※電話による意見の提出は、不可。

問い合わせ▼農務課(☎71-2233)

1住所不要 / nomu@city.anoaichi.jp)へ

●助成額 次の①②のうちで少ないほうの額(上限10万円)

①事業に必要な経費の2分の1

②事業に必要な経費から入場料などの収入を引いた額

●その他 採択された事業は、協議会総会で活動発表をしていただきます。

●申し込み 1月20日(火)～2月27日(金)午前9時～午後5時(月・2月12日(木)を除く)に事業計画書・収支予算書・会則や規約など団体の概要がわかるもの(様式は自由)を持って

る事業を除く。

●対象団体 市内で活動し、構成員が5人以上(市内在住・在勤者が過半数必要)いる団体(特定の地域を限定して活動する団体を除く)

●対象事業 市民団体自身が企画・実施し、市民全体が対象となる公益的な事業で、市民憲章(本紙15ページ参照)の5つの項目に該当するもの

※ほかの補助金・助成金などを受けている事業、営利・宗教・政治活動を目的とする事業を除く。

平成21年度安城市民憲章活動助成事業を募集

文化センター(☎76-1515)

問い合わせ▼
文化センター
(☎76-1515)